

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和4年3月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和4年3月14日	有限会社谷口砂利店 (法人番号6330002021039) 代表者木村玲子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和3年12月16日、監査実施。1件の違 反が認められた。(1)過積載運送(貨物自 動車運送事業法第17条第3項)	1点	1点
	熊本県玉名市大倉1456-1	熊本県玉名市大倉字深迫 1460					
令和4年3月16日	ミヤカワ運輸株式会社 (法人番号3350001014878) 代表者宮川宏紀	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和4年1月18日、監査実施。1件の違 反が認められた。(1)過積載運送(貨物自 動車運送事業法第17条第3項)	2点	2点
	宮崎県日南市大字吉野方 10545-17	宮崎県日南市大字吉野方 10545-17					